



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

■ 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

■ 給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から**2週間後**が目安です。

■ 支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯(家計急変世帯)

いずれの場合も住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は**支給対象となりません。**

返信が必要です

宮津市から確認書が届きます
令和4年6月1日時点で宮津市に住民登録のある方に確認書を送付します。

※**発行日から3か月以内に返送してください。**
※未申告の方や、令和4年1月2日以降に転入した方で課税状況が不明な方がいる世帯は申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：**令和4年7月1日（金）～
令和4年9月30日（金）**



【申請書配架先】

市社会福祉課、各地区連絡所、市社会福祉協議会
※市ホームページでも配布予定

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

■ 給付金の支給手続き

I-① 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

- **世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの世帯**
 - **世帯の中に令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合であっても、世帯全員の課税状況が確認できた世帯**
- ※令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対象世帯は除く

- 対象となる世帯には、宮津市から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書を令和4年6月末に発送しています。**
- 中身を確認して、宮津市に **返信してください。**



【確認事項】

- ①記載された給付金の振込先金融機関名や口座番号等に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

- **世帯の中に未申告の方や令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合で、課税状況が確認できない世帯**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に宮津市の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



I-② 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、宮津市から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書を令和4年1月24日に発送済**です。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、市区町村に**返信**してください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（宮津市の場合）単身の場合：93万円以下、二人世帯の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに宮津市の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

■ お問い合わせ

宮津市健康福祉部社会福祉課

生活支援係0772-45-1623

地域福祉係0772-45-1618

受付時間 平日8:30~17:00



内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 平日9:00~20:00